いじめ問題への取組

１．いじめの防止

◇いじめのない学校づくりに向け，以下のことに取り組む。

①校内体制の確立・・・・全教職員で共通認識のもとで，校長を中心に一致協力する。

②教師の指導力の向上・・「いじめ対策ハンドブック」等を活用する。

③児童への人権意識・生命尊重の態度育成・・・お互いを思いやり，生命を大切にする。

④道徳的実践力を培う道徳教育の充実・・・「つるのみなと第１集・２集」等を活用する。

２．いじめの早期発見

◇児童が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを常に高く保つ。

①教職員の観察や情報交換・・・・「５Ｗ１Ｈ・気づき」を詳しくメモする。

②児童アンケート・個人面談（必要があれば）・・・きめ細かな実態把握・児童理解に努める。　＊毎月実施

③校内教育相談体制・・・・・・・児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。

３．いじめに対する措置

◇被害児童を守り通すとともに，加害児童には毅然として対応する。

①いじめの発見や相談を受けた時の対応・・早期の段階から的確な関わりを持つ。

②組織的な対応の実行・・「いじめ対策委員会」へ報告し，情報の共有化を図る。

③被害児童・保護者への支援・・寄り添う体制をつくり，専門家の協力を得る。

④加害児童・保護者への指導・・教育的配慮のもと，継続的に対応する。

４．重大事態発生時の取組

◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り，学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生報告する。

〔重大事態の例〕〇自殺を企てた　〇重大傷害を負った　〇金品等の被害を被った

〇精神疾患を発症した　〇不登校になった　〇保護者から申し立てがあった

※「いじめ対策委員会」で事実関係を調査し，事後対応・再発防止にあたる。

南長崎小学校いじめ防止基本方針

①『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を，学校教育全体を通じて，児童一人ひとりに徹底する。

②児童に対しては，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

〇児童の豊かな情操や道徳心

〇自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互い人格を尊重し合える態度

③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。

④全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをめざす。

【めざす児童像】

◇深く考え、工夫する子ども

◇明るく、思いやりのある子ども

◇ねばり強く、たくましい子ども

いじめ対策委員会

□「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

□構成員・・・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年主任　学級担任・養護教諭から構成する。

□定例会・・・毎月第４木曜日　１６：００～

専門家・外部関係者

〇スクールカウンセラー

〇学校評議員

〇学校サポーター

〇学校ソーシャルワーカー

育友会・地域との連携

※さまざまな学校行事・育友会行事・地域行事を通じて，情報交流がスムーズにできる環境を整え，育友会や地域との絆を深める。

関係機関との連携

※関係機関との間で，日頃から定期的に学校を訪問いただく機会を設けて，可能なかぎり，情報を提供し，指導・助言をいただきながら，事案に対応する。

児童会

※児童会はいじめにかかわる議題を取り上げ，いじめ問題の未然防止運動をまきおこし，年間を通した課題に取り組ませる。

（いじめの禁止）第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。　※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- ●いじめが疑われるような動きがあった場合
- ●いじめを発見した場合
- ●児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

↓

情報キャッチャー

- ●遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ●一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

↓

担任・学級主任・生活指導担当へ報告 → 直ちに報告する → **教頭・校長への報告**

- ●速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

↓

いじめ対策委員会 ↔ **関係機関**

- ●「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- ●犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

↓

被害児童への継続した支援

- ● 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童への継続した指導

- ● いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ● いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

↓

保護者への継続した支援と助言

- ●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

↓

いじめの解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいる。

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも３ヶ月間は継続している。

②被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていない。

その判断は、被害者児童生徒及び保護者に対し、面談等により確認する。

状況に応じて指導･支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめられている子のサイン・家庭でのチェックリストポイント

◇いじめられている子のサイン

- □服が汚れ、傷やあざがないか
- □どこか元気がなく，おどおどしていないか
- □教師と視線を合わせず，さけていないか
- □集中力がなくなっていないか
- □周りの子に異常に気をつかっていないか
- □人の言いなりになっていないか
- □グループから，急にはなれていないか
- □嫌なあだ名で，呼ばれていないか
- □まわりから避けられていないか
- □校納金を滞納することがふえていないか
- □机やカバンの中が荒らされていないか
- □持ち物がかくされていないか
- □実名・あだ名で落書きされていないか
- □顔写真・作品にいたずらをされていないか

◇家庭でのチェックリスト

- □服がふつうでない汚れ方がないか
- □最近，服装が乱れていないか
- □持ち物がよく壊されていないか
- □お金を急にねだるようになっていないか
- □金品を勝手に持ち出していないか
- □いつも必要以上のお金を持っていないか
- □急に学習意欲がなくなっていないか
- □家庭学習の時，ぼんやりしていないか
- □以前に比べて，感情の起伏が激しくないか
- □起床が遅く，登校を嫌がらないか。
- □寝言を言ったり，うなされたりしないか
- □部屋に閉じこもり，泣くことが多くないか
- □友だちの話を最近しなくなっていないか
- □不快な呼び名をされていないか

5　年間活動計画（研修計画も含む）

月	活　動　内　容	月	活　動　内　容
4月	①学校・学年・学級経営方針　自宅調査 児童アンケート（毎月実施）	10月	⑦第２回児童個人面談
5月	②共通理解（児童観察・自宅調査）	11月	⑧人権集会への取組
6月	③第１回児童個人面談	12月	⑨個人面談（保護者）
7月	④共通理解（情報共有・早期発見）	1月	⑩研修報告
8月	⑤関係児童・保護者への対応	2月	⑪第３回児童個人面談
9月	⑥育友会や地域との連携	3月	⑫育友会や地域との連携

6　さまざまな相談機関

相　談　機　関	電話番号	相談可能な時間
親子ホットライン	０１２０－７２－５３１１	9:00～20:50　（月～金）
子ども・家庭１１０番	０９５－８４４－１１１７	9:00～20:00　（毎　日）
長崎市教育研究所教育相談	０１２０－５５６－２７５	9:00～17:00　（月～金）
こども総合相談（子育て支援課）	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30　（月～金）